



2006

6月号

主な記事

- MMIグループ特別セミナー
- 会長コラム
- 18年度税制改正 Part1
- dailyコラム (好評記事をもう一度)
- 6月の税務

MMIグループ特別セミナー

これからの中小企業はどんな決算書を作成すべきか？

先ごろ (平成17年3月29日)、金融庁から【地域密着型金融の機能強化の推進に関する新アクションプログラム (平成17年～平成18年)】が発表されました。

その中でも中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手としての存在を求められています。このアクションプログラムにより、金融機関がどういった方向性を打ち出しているのか？

又、それに対し中小企業はどういった対応をするべきなのか？

金融機関から新銀行東京 (蒲田店) の福山店長をお招きし講義をしていただきます。

これからの時代の流れに遅れない為の参考に是非ご参加下さい。

日 時：平成18年7月13日 午後6:30～9:00

場 所：きゅりあん 5F第3講習室

hpアドレス：<http://www.shinagawa-culture.or.jp/curian>

T E L : 03-5479-4100

特別セミナーお申込は、必要事項ご記入の上、下記、FAX又はメールにてお申込ください。

お 申 込 書

会社名	
お名前	
電話番号	
e-mail	

e-mail : info@m-m-i-g.com

FAX.No. : 03-3778-2326

2006年度社外重役会議経営者倶楽部のご案内

「東北アジア民族の本質を探る」

呉 善花ゼミナール

日本人と韓国(北朝鮮)人 パート1

6月の講演は「日本人と韓国(北朝鮮)人 パート1」について講演をいただきます。

韓国では結婚というものにとっても趣をおいている。もし独身でこの世を去った場合には独身の死者を探し死者同士の結婚式を行う習慣がある……死者との向き合い方から、宗教感の違い、文化の違いを通して日本人を勉強してゆきます。

お忙しいとは思いますが、貴社の経営にきつとお役に立つと思いますので、是非ご参加ください。

= 記 =

日 時 平成18年6月19日(月)

午後5時30分開場 午後6時開始

場 所 五反田 割烹「まつ十」
〒141-0022
東京都品川区東五反田2-3-10
レジェンド五反田1F
電話 03-3441-4045

参加費	メンバー	無料
	新撰フォーラム21メンバー	10,000円
	オブザーバー	15,000円

申込み・詳細・お問い合わせ
MMI担当 鈴木まで。
TEL 03-3778-2311

節税クラブセミナー

日 時 平成18年6月26日(月) 午後2:00～

場 所 きゅりあん 4F 第三グループ活動室

セミナー内容 会員の方には後ほど別紙にてお知らせします。

各種セミナーのご案内

MMIグループでは毎月様々なセミナーを開催し、経営者の方々に経営に役立つ情報を提供しています。

ご希望のセミナーがありましたら、マークにチェック後FAXにてお申し込みください。

追って 詳細をお送りいたします。

「社長の為の経営戦略会計 経営計画 編」

6月7日(水) 18:00~20:00 (3,000円)

付加価値をどう増やすか、自社適正借入金とは利益はどうしたら出るのか？

キャッシュフローなどをやさしく解説いたします。

(シュミレーションプログラム進呈)

「社長の為の経営戦略会計 人事戦略 編」

6月21日(水) 18:00~20:00 (3,000円)

人件費を戦略的に捉える、固定費の考え方、経営全体に対する人件費の役割などを解説します。

(シュミレーションプログラム進呈)

セミナー会場：

株式会社エム・エム・アイ 4Fシュミレーション室

〒140-0014 品川区大井1-7-6THビル

JR・東急大井町線「大井町駅」徒歩3分

お問い合わせ：03-3778-2311

「サラリーマン法人化 ~新しい雇用の提案~」

7月5日(水) 18:00~20:00 (2,000円)

「サラリーマン法人化」は、現在の労働条件を維持したまま、自らを法人化。企業はサラリーマン法人与業務委託契約等を結ぶ。サラリーマンの自立、自己責任意識を高め、企業の長期的視野の経営確立、質の高い企業価値を創造して社会に貢献することを目指していきます。

企業にとっての「人材」とサラリーマンにとっての「企業」がもっとよい関係を考え、実践していきます。

セミナー申込書

申し込みはファックスで 03-3778-2326 (このページをお送りください。)

貴社名

参加者名

連絡先/FAX

E-mail

どちらを選ぶことになるか？

会長コラム

『歳出削減の痛みと増税の痛み』そのどちらを選ぶか？このタイトルで石弘光氏の意見が述べられていた。石氏は政府税制調査会会長であるから、税制の動向の基本を左右する有力な立場の人物なので、この人の発言は重要と思われるので、読んでみた。

(一) 発言の要点は次の通り

(1) プライマリー・バランスを均衡させることが第一である。簡単に見ると 経常の収入＝経常の支出

新規国債の発行額<過去の国債の元利返済額

これがプライマリー・バランスの均衡であるのだ。つまり新規の国債の発行は旧国債の元利合計の枠内でおさめることであると。しかし現在の収支は次のようになっている。

経常収入 45兆 < 経常支出 82兆

新規国債発行 34兆 > 旧国債の元利返済 18兆

このようにして国債の累積残高は増えてゆくのだからバランスは崩れているのだと。

(2) どのように直す方針なのか。

財政制度当審議会の答申によると、歳出30%カット・歳入は消費税19%へ増加の必要があると言っている。

中央省庁の無駄遣いが指摘されているが、会計検査院の試算によると年間430億円程度であると石氏は言う。

そして税金を払うのがいやであれば公共サービスはなくてもいいでしょうと。

以上が税制調査会会長の意見である。

ここで具体的に明確なことは消費税19%に増税するということであり、これは国会で決議すれば出来ることである。しかし歳出30%カットとは、誰が、何時、どのようにしてカットを実施するのは分からない抽象的な説明に過ぎない。

今迄の状況を見れば歳出は聖域で手がつかず、改革とは「掛け声」に終るのではないかと不安に思われる。

(3) 世の中の人々はどのように見ているのだろうか。

平成17年12月26日の東京新聞の社説「まず政府自身が徹底的にムダと非効率を殺ぎ落とすべきだ。特別会計や公務員改革など、すべての課題で官僚や族議員の骨抜きを許してはならない」と平成13年3月当時財務相の宮沢喜一が「財政は破局に近い」と発言した。財政の破局とは政府の国債にたいする信頼が失墜して予算編成が不可能になる状態を言うが今年末の長期債務残高は、その頃よりも175兆円も増えていると言われている。

小泉首相は平成14年予算以降、聖域なき改革を叫び、やってきたが国債残高は益々増加している。何処が改革されたのだろうか。

役人天国といわれる言葉はニュースや新聞・雑誌などで使われている。チラチラと見聞する、これらの情報によると私達の日常感覚からは考えられない巨額の浪費が繰返されている。そこは治外法権の地域の感じで、誰がそれを指摘しても、全然痛痒を感じない領域らしい。

国内を旅行して、どの地方に行っても目に付くのは市役所・区役所・・・役場そして美術館などの豪華な建築物であり、ほとんど車の通らない立派な道路である。財政の一般会計及び特別会計の歳出の導管はほぼ腐食して到るところ漏水して、どうしようもない感じである。

そして改革には痛みを伴うものだととして、最近の増税のキャンペーンではこの国の民は可哀想である。私は見当外れのことを言っているのだろうか。

18年度税制改正 Part 1

新会社法導入の影響

平成18年度税制改正をシリーズにてお知らせいたします。

【1】会社法導入に関連するもの

(1) 役員賞与等の損金算入(定期同額用件の緩和) ～アメ～

★新会社法において、役員報酬及び賞与が職務執行の対価として一本化されることが予定される(上場企業における業績連動型報酬も含む)。

★これに応じて、税法上も、あらかじめの定めに基づいて確定時期に確定額を支給する役員賞与の損金算入を認める。→H18年4月1日以後に対応する職務執行が開始する給与から届出

《ポイント》

①「役員給与の事前届出」が必要(原則「職務執行開始日前」が期限)

但し、定期同額の給与(1号)以外の給与(2号)のみの届出だけでよい(但し、あくまでも、「定期同額」が条件!)

②「実際の支給額」が「届出額」を上回った場合は、全額損金不算入となるので要注意!(下回った場合はその理由に着目して実態判断される模様)

〈年初数値計画をたて、届出額の根拠を作っておくのが良い。〉

(2) 役員報酬等の損金不算入 ～ムチ～

《ポイント》

実質一人会社(特殊支配同族会社)の主宰役員(以下「社長」)報酬のうち、「給与所得控除額相当分(別紙①参照)」を法人段階で損金不算入。(但し、経済的利益を含み退職給与は除く)

→H18年4月1日以降に開始する事業年度より適用。

《改正理由》

- 会社法導入による 最低資本金制度の撤廃等により、個人事業者が法人化することが容易となった。
- そもそも法人段階での実額経費を控除し、更に個人段階で給与所得控除を受けるのはいわゆる「二重控除」である・・・という昔からの見解。
- 役員賞与までも損金算入可能となり、節税目的の法人成りを抑制する必要あり・・・と判断したのであろう。

《適用要件》

①社長及びその社長の特殊関係者が発行済株式数の90%以上を保有(株主の頭数・同種議決権割合が90%以上である場合も)し、かつ

②社長及びその社長の特殊関係者(常務に従事するものに限る)の人数が、常務に従事する役員数の半数を超える場合に適用あり。→事業年度終了時で判定

《適用除外要件》

A: 直前3年以内に開始した事業年度の法人所得等(法人課税所得+社長報酬)の平均額(基準所得金額) ≤ 800万円

又は

B: 800万円 < 上記基準所得金額 ≤ 3,000万円

かつ

上記基準所得金額に占める社長報酬の額の割合 ≤ 50% (「欠損金額」がある場合は控除して算出できる! 但し調整計算有)

立正大学 講演開催報告

去る平成18年4月22日(土)立正大学にて、経営総合持論の授業の中、外部からの招いた講師による生きた経営を学ぶというコンセプトのもと、当社(株)MMI社長高橋節男 による「土業と経営」=土業からビジネスレベルへの変革=というテーマで 講義が開かれました。

内容は、税理士業界の現状 高橋会計・MMIグループの設

立の経緯 時代の変遷に伴った企業展開等を具体的な数値や分析を加え説明され、受講生が2年生以上必須科目ということもあり出席学生300名を超える盛況ぶりに資料が不足する等うれしい悲鳴も上がるほどでした。ご協力くださいました大学関係者の方々、ありがとうございました。





長者番付はもう見られない

公示制度とは

長者番付として知られている公示制度は、昭和25年に創設されたもので、所得税、相続税、贈与税、法人税と課税停止中である地価税についての高額納税者の氏名、住所、対象金額等が税務署に掲示され、公示されるものです。この公示制度は平成18年4月以降の公示から廃止されることとなり、毎年5月になるとテレビや新聞で一斉に報道されてる長者番付は、今年からもう見られなくなります。

なぜ廃止？

廃止のきっかけは、昨年4月に施行された個人情報保護法により、行政側が持つ個人情報をこのような形で公開するのがよいのかということからです。さらに近年においては、高

額納税者に対して様々なダイレクトメールが届いたり、寄付の強要や窃盗、誘拐等の犯罪に巻き込まれる恐れもあるという指摘もあり、創設当時の目的であった、第三者による監視効果の目的以外に利用されるようになってしまったことから検討されてきたものでした。

いつかは...の夢も！

長者番付に縁のあった方はあまりいらっしゃらないと思いますが、毎年タレントやスポーツ選手など、有名人の稼ぎぶりに感嘆したり、ため息をついたり、違う世界を覗き見してみるのもなかなか楽しかったものです。

それにしても、いつかは長者番付に載ってやろうと思っていた多くの方にとっては大変残念なニュースであります。

6月の税務

1 木
2 金
3 土
4 日
5 月
6 火
7 水
8 木
9 金
10 土
11 日
12 月
13 火
14 水
15 木
16 金
17 土
18 日
19 月
20 火
21 水
22 木
23 金
24 土
25 日
26 月
27 火
28 水
29 木
30 金

●個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期）

納期限……6月・8月・10月及び1月中（均等割のみ課する場合にあっては6月中）
において市町村の条例で定める日

6月12日 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

6月15日 所得税の予定納税額の通知

6月30日

4月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税（法人事業所税）・法人住民税〉

1月・4月・7月・10月決算法人の3ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉

10月決算法人の中間申告〈法人税・法人事業税・法人住民税〉……半期分

法人・個人事業者の1ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉

消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人・個人事業者の3ヶ月ごとの中間申告

〈消費税・地方消費税〉

消費税の年税額4,800万円超の4月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告

〈消費税・地方消費税〉

松下幸之助 一言集

熱意あれば

人の上に立つ指導者、管理者としての要諦というのは、いろいろ考えられるけれども、その中でも最も大事なものの一つは、熱意ではないかと思う。非常に知恵、才覚において人にすぐれた首脳者であっても、この会社を経営しようということに熱意がなければ、その下にいる人も、「この人の下で大いに働こう」という気分になりにくいのではないだろうか。そうなっては、せっかくの知恵、才覚もなきに等しいものになってしまう。みずからは他に何も持っていないなくても、熱意さえ保持していれば、知恵ある人は知恵を、力ある人は力を、才覚ある人は才覚を出して、それぞれに協力してくれるだろう。

編集後記

JRの乗換えの合間に改札を出ずに買い物のできる「駅ナカ」ショッピングは本当に便利です。当社からも近い品川駅にも昨年末オープンしレストランやお惣菜・簡単な小物等の購入が利用できるようになりました。

こうした繁盛の中、東京都は「駅ナカ」施設が入る駅舎用地の固定資産税の評価基準を見直すことを決めたそうです。実際駅正面（一般の土地）と駅舎用地（鉄軌道用地）の路線価の格差は、新宿駅で十五倍・東京駅や品川駅で五倍だそうです。

これを受けより一層便利で快適で身近な「駅ナカ」になっていただきたいものです。ちなみに、平成十七年九月連結決算の「駅ナカ」売上高（駅スペース活用事業）は前年同期比3.3%増の千九百六十四億円。「品川」も「一日九百六十万円の売り上げ目標を超えている」（JR東広報室）という盛況ぶりだそうです。



MMIグループはISO 9001：2000を取得し、日々お客様の満足を追求します。